

みなと保育サポート赤坂利用案内

1. みなと保育サポート赤坂概要

住所	港区赤坂9丁目4番2号 パークコート赤坂檜町ザ タワー2階
電話	03-3475-3902
FAX	03-3475-3737
利用定員	20名程度（0歳児3名、1歳児6名、2～5歳児11名程度）
開園日	月曜日～土曜日の7:15～18:15
休園日	日曜日・祝日・年始（1/1～1/3）
運営事業者	株式会社アソシエ・インターナショナル 〒153-0063 東京都目黒区目黒3-11-3-3F TEL：03-3711-3900 FAX:03-3711-3901

2. みなと保育サポート事業とは

パートタイム勤務や短時間勤務等により、児童を保育できないご家庭を対象に、原則として1日8時間及び1か月160時間を上限に保育を行います。（週40時間）利用頻度によって、定期利用保育とスポット利用保育に分かれています。

■ 対象

港区区内にお住まいの方で、保護者が就労等で、家庭で保育できない児童（生後4か月から小学校就学前）

■ 保育内容

(1) 定期利用保育

原則として週1回以上、保育が必要となる児童がいる家庭を対象として実施する保育です。利用する曜日及び時間帯を設定して利用します。利用要件に変更がない場合は、退園の意思があるまで、継続的に利用が可能です。翌年度も利用希望の場合は、再度、定期利用申請書（延長）と証明すべき書類を提出して頂きます。

(2) スポット利用保育

不定期に保育が必要となる児童がいる家庭を対象として実施する保育です。定期利用保育の空きを利用して実施しますのでご希望に添えない場合もあります。また、1日の最大利用時間は8時間です。定期利用と併用される方はご注意ください。利用毎に、申込みが必要です。

※ 定期利用保育、スポット利用保育ともに昼食の提供はありません。持参をお願いします。おやつは施設で提供します。

■ 利用要件

みなと保育サポート事業を利用するためには、(1)～(4)の要件にいずれも該当している必要があります。

- (1) 保護者が、港区に在住していること。
- (2) 保護者のいずれもが、①～⑧のいずれかに該当し、児童を保育できない場合。
※①～⑥に関しては証明書類等の提出が必要です。⑦、⑧に関しては確認方法をご相談いたします。
 - ① 日中、就労している場合
 - ② 妊娠中、または出産後間がない場合
 - ③ 疾病、負傷、または心身に障害がある場合
 - ④ 疾病、または心身に障害を有する同居の親族を常時介護している場合
 - ⑤ 日中、求職活動している場合
 - ⑥ 日中、就学している場合
 - ⑦ 災害の復旧にあたっている場合
 - ⑧ その他保育できない場合
- (3) 同居の親族その他の者が児童を保育できない場合

■ 提出書類

- (1) 申請時必要書類
 - ① みなと保育サポート申請書
※スポットを申請される場合は「みなと保育サポート申請書（スポット利用保育）」
 - ② 証明書（証明すべき書類参照）
- (2) 面談時必要書類
 - ① 児童票
 - ② 園児送迎者登録票
 - ③ 健康保険証・乳児医療証・母子手帳の出生欄記載ページの3点コピー

■ 利用料

日利用時間（30分単位）	利用料
4時間未満（3時間30分まで）	1,100円
4時間以上6時間未満（4時間～5時間30分まで）	1,650円
6時間以上8時間以内（6時間～8時間まで）	2,200円

※定期利用保育の支払いは月額払いです。（利用月の10日までの支払い（前払い）になります）
利用前月の月末に請求書を発行、郵送いたしますので、利用当月の10日までにしてお支払いください。
実際の利用日数が申し込み時の日数より減少しても、料金は減額されませんのでご注意ください。

※「スポット利用保育利用料」は、利用される日（お迎え時）にお支払いください。
「定期利用保育」を利用されている方がスポット保育を利用される場合は、利用された当日に「スポット利用保育利用料」分のみをお支払いください。

【利用料免除について】

※生活保護世帯・非課税世帯：定期利用、スポット利用ともに免除

※住民税課税額 77,100 円以下のひとり親等世帯、第 2 子以降（注 1）：定期利用のみ免除

※注 1：生計を同一とする兄や姉がいる場合。

事前の申請が必要となります。詳細はスタッフにお問い合わせください。

3. みなと保育サポート赤坂利用方法

(1) 定期利用保育

電話申し込み

※利用希望月の前月の 1 日（休日の場合は前日）から利用希望日の 15 日前まで、先着順により受付を行います。（受付時間：9 時～17 時まで）

申請書及び証明書等提出

※翌月 1 日からの利用希望の場合は、申請時必要書類を前月の 1 日から 15 日（休日の場合は前日）までに提出してください。

※施設の利用状況によっては待機・キャンセル待ち等になる可能性もあります。

※定期利用保育を利用できる期間は次ページの表のように定められています。

面談 もしくは 待機

※利用できる方のみ電話にて連絡し、面談日を決定します。

※お子様の健康診断は実施しませんが、診断書の提出をお願いする場合があります。

利用開始

(2) スポット利用保育 ※利用は 1 日単位です。

電話申し込み

※スポット利用保育を利用できる期間は、4 ページの

「5. 定期利用保育（スポット保育）を利用できる期間」の表のように定められています。

面談日時調整

※初回利用の場合は利用希望日の 3 日前までに面談をする必要があります。

ご希望の面談日時に沿えない可能性もありますので、早めにご連絡ください。

（予約は必要書類の提出と面談が終了してからになります）

面談

※必ずお子さまを一緒にお連れ下さい

※お子様の健康診断は実施しませんが、診断書の提出をお願いする場合があります。

利 用 開 始

- ※面談終了後の予約受付は、利用希望日14日前（休日の場合は前日）から前日（休日の場合は前日）まで、先着順により受付します。
- ※書類に不備があった場合、予約をとることはできません。
- ※定期利用保育の欠席があった場合に、ご利用ができません。

4. 【証明すべき書類】

父母等の状況	必要書類
①就労している場合	就労状況報告書（区指定用紙）
②求職活動している場合	ハローワーク受付票のコピー
③就学している場合	就学（予定）証明書、及び時間割
④同居親族を介護している場合	被介護者の診断書、介護保険証、または障害者手帳のコピー
⑤疾病、心身に障害がある場合	診断書、または障害者手帳のコピー
⑥妊娠中か出産後間がない場合	母子手帳の出産（予定）日のわかるページのコピー
⑦災害の復旧にあたっている場合	状況を確認させていただく方法をご相談いたします
⑧その他保育できない場合	状況を確認させていただく方法をご相談いたします

※職場等へ内容照会する場合があります。

5. 【定期利用保育（スポット保育）を利用できる期間】

父母等の状況	利用可能期間
①就労している場合	原則、最長年度末まで。要件が合致すれば延長可能
②求職活動している場合	3か月以内 （3か月以内に就労が決定した場合は、就労に同じ）
③就学している場合	原則、最長年度末まで。要件が合致すれば延長可能
④同居親族を介護している場合	原則、最長年度末まで。要件が合致すれば延長可能
⑤疾病、心身に障害がある場合	原則、最長年度末まで。要件が合致すれば延長可能
⑥妊娠中か出産後間がない場合	出産予定月を中心に前後2か月以内（計5か月以内）
⑦災害の復旧にあたっている場合	期間は状況に応じてご相談いたします
⑧その他保育できない場合	期間は状況に応じてご相談いたします

6. みなと保育サポート事業 Q&A

(1) 定期利用保育について

① 週によって利用曜日（又は時間帯）を変更できますか。

（例：1週目は月水金勤務、2週目は木金勤務等）

回答：利用曜日及び時間帯を週によって変更することは出来ません。

② 翌月の利用曜日又は時間帯を変更もしくは増減したいのですが。

回答：月単位で受け付けています。変更（もしくは増減）する月の前月15日までに変更申請書を提出してください。（場合により、証明書を提出していただきます。）

審査により定員に余裕がある場合は、変更することが出来ます。

③ 食事の提供はありますか。

回答：保育園と異なり、昼食の提供はありませんので、持参をお願いします。

④ 港区で働いていますが、利用はできますか。

回答：利用出来るのは、港区在住の方のみです。

⑤ 予約しようとしたところ、空きがありませんでした。毎月、予約の電話を入れなければなりませんか。

回答：空き次第、ご案内させていただきますので毎月の電話予約は不要です。
申込後、条件が変わった場合はご連絡ください。

⑥ 子どもに集団生活を経験させたいと考えています。入園できますか？

回答：できません。あくまでもご家庭で保育できない場合に保護者に代わって保育を行う施設です。幼稚園や一時預かり等をご検討ください。

⑦ スポット利用保育との併用は出来ますか。

回答：利用上限時間を越えていなければ、併用は可能です。

(2) スポット利用保育について

① 証明書の提出が必要になりますか。

回答：必要です。

利用要件をご確認いただきみなと保育サポート利用申請書と合わせてご提出ください

(3) その他

① 施設の見学は出来ますか。

回答：直接お問い合わせください。

② 延長保育又は減免制度はありますか。

回答：延長保育はありません。

減免制度については、スタッフへお問い合わせください。

7. 申し込み・問い合わせ先

◎窓口：みなと保育サポート赤坂 03-3475-3902

◎申込受付時間：午前9時から午後5時まで（日・祝日・年始を除く）

8. 担当課

◆赤坂地区総合支所管理課 電話：03-5413-7273 ファックス番号：03-5413-2019

◆子ども家庭支援部子ども家庭支援センター子ども家庭サービス係

電話番号：03-5962-7201 ファックス番号：03-5962-7205

◎ご提出頂いた個人情報は港区個人情報保護条例および当社の諸規則に則って適正に保管・管理します。